

フランス義務教育制度における教員の位置 ——初等教育組織法(1886年)の成立過程を通して——

梅 澤 収

目 次

- I はじめに
 - II 初等教育組織法の諸法案
 - A 義務教育法制の原典（ペール委員会案）の検討
 - a パロデ案
 - b ペール委員会案
 - c 学務委員会のゆくえ
 - B 初等教育組織法の原案と対案
 - a 初等教育組織法原案…ペール組織法案
 - b 法案の修正案…「政府案」
 - c ラヌサン案…本格的対案
 - d ラヌサン案の制度構想
 - III 初等教育組織法の審議
 - A コミュン議会の位置
 - B 県知事の位置…政治的解決
 - C 国家役務の論理
 - IV おわりに
 - V 補論：ファルー法案の成立過程とファルー法実施過程
 - A ファルー法案の成立過程
 - B ファルー法の実施過程
- 註

I はじめに

フランス義務教育の組織化過程において、公立小学校教員（以下、コミュン教員とする）は、国家公務員としての地位を確固たるものとする¹⁾。それは、初等公教育の組織主体を従来のコミュン（commune）から直接国家に転換することによって可能となったのである。組織主体がコミュンであった従来の初等公教育制度においては国家はコミュンを補助する存在であったが、義務教育では国家が直接的かつ全面的に登場するのである。

このような構造転換のなかで、コミュン教員の位置はどう変化したのであろうか。

ピーター（M. Peter）は、コミュン教員の国家公務員としての地位の確立が、教員の専門職性の確立につながったが、しかしそれは親の教育統制やコミュンの地方統制の排除を伴ったと述べている。

「地方統制の問題が、教員を国家公務員とすることおよびカリキュラムの世俗化で解決された。教員の地位の不満が、国家による高給と臨時収入によって解決された」²⁾。

ピーターによれば、コミュン教員は親・コミュンによる「教員と教育への統制」を制限するよう国家に要求した。コミュン教員からすれば、授業料無償、その反面としての国家からの給与および罰則のある義務就学は、教員が親・コミュンの意思から自由になる制度であった³⁾。すなわち、成立した義務・無償・世俗にもとづく初等公教育制度は、親およびコミュンの教育統制を排除しており、それを前提として教員の専門職性を確保したという。ここでは親・コミュンに初等公教育に関する権限を与えること、その物質的基盤を与えることは、コミュン教員の専門職性に対する阻害要因として位置づけられている。

一方、カペラン（L. Capéran）によれば、義務教育制度の成立前と成立後の教員をそれぞれ性格づけて、前者においては教員がコミュンに根づいた存在であった（あるいはその可能性のある存在であった）ことを指摘している。

「（コミュン教員は…筆者注）以前はコミュンに密着した一部となっていた。すなわち、彼らは、コミュンにどんな位置も占めずに次から次へと職に一時的に就くのではなく、コミュンの役務を行いそこから給与をもらいコミュンと住民に自発的に結びついた。ゴブレ法（Loi Goblet：1886年初等教育組織法のこと…筆者注）では、コミュン学校の教員は、国家の教員（instituteur national）になった。すなわち給与を払うのは国家である。そして、国家公務員となって、現在の地位と専門職的将来がコミュン長とコミュン議会の権力から分離（échapper）し、行政的階層構造（une hiérarchie administrative）に属した。」³⁾

ここではコミュン教員の性格について、コミュンの中の一員として重要な位置を占めその物質的支え（基盤）もコミュンから受ける地域に根づいた存在と、コミュンからは全く切れて国家公務員として行政的階層構造のなかにも位置する存在が非常に対照的に示されている。そして、カペランの叙述からすれば、前者の教

員の性格に重要な可能性を見ているように思われる。

この2つの見解の妥当性を問うためには、フランス義務教育制度の成立前と成立後において、親・コミューンがどのように位置にあったのか、またコミューン教員の位置がどのようなであったのかを検討しなければならない。端的に言えば、フランス初等公教育における親の教育統制、コミューンの地方統制（住民自治）とコミューン教員の位置や専門職性との関係を歴史的構造的に解明することである⁹⁾。

ところで、義務教育成立前の初等教育制度について簡単に触れよう。ギゾー法 (Loi Guizot : 1833年) は、初等公教育における基本的権限（財政的基盤も含めて）をコミューンに委ねる一方、公立教員にはコミューンの性格と国家官吏の性格の両方を持たせようとした。ファルー法 (Loi Falloux : 1850年) は、さらに初等公教育において公立教員のコミューンの性格を徹底しようとした。ファルー法は、その法の成立過程においてもまたその実施過程においても大変複雑な過程をとるが、結局現実には県知事が公立教員の任命権を持つことになる⁶⁾。(法制度上はファルー法は義務教育諸法の成立まで存続)

ギゾー法とファルー法における公教育制度は、コミューンを組織主体とするとはいってもアメリカの教育委員会制度のように教育内容を含めたものではないこと、また宗教教育が行われていたことなど（世俗制の問題）があつてその評価が難しい。しかしここでは、フランスのこの時期の初等公教育におけるコミューンの位置をどう評価するかという課題意識があることを断っておきたい。

さて本稿では、ギゾー法以来コミューン主体で行われた初等公教育制度の後に成立する義務教育制度に注目する。この義務教育制度の法制度化および組織化の過程の中で、どのような制度構想や議論が登場するのかを、コミューン教員の位置に注目して検討したい。

II 初等教育組織の諸法案

1880年代のフランス義務教育制度は、初等教育無償法 (1881年) と初等教育義務世俗法 (1882年) で義務・無償・世俗の基本原則を規定し、初等教育組織法 (1886年) および初等教育費負担法 (1889年) の成立と進んで、法制度上の全体構造ができあがる⁷⁾。

しかし、できあがったこのフランス義務教育制度の全体構造の特徴を具体的に分析する作業は、ほとんど行われていない⁸⁾。この作業を行うためには、義務・無償・世俗の基本原則にもとづいて国家・コミューンおよび親・生徒そしてコミューン教員がどのような諸関係をとるようになったかを検討することが必要である。

その際に筆者のとる方法は、第1に、それ以前の初等教育制度における国家・コミューンおよび親・生徒そしてコミューン教員の関係がどうなっていたのかを歴史的に位置づけること（その制度の成立過程の議論、制度運用において発する通達 *circulaire*, 指示 *instruction* を含む）であり、第2に、義務教育制度の成立過程で登場する法案およびその議論を通じて問題を明確にしていくことである⁹⁾。

さて、1880年代に成立したフランス義務教育制度の全体構造の特徴をつかむために非常に重要な法案は、ペール (Paul Bert : 下院議員) 委員会が下院に提出した1879年12月の報告案と1880年12月の補足案である。これは、初等義務教育に関する「完全な法典」(une codification complète) といわれる法案（以下、ペール委員会案という）であり、1880年代の義務教育の法制化過程では原典としての位置をもつものとされた¹⁰⁾。

実際の法制度化の過程では、このペール委員会案がそのまま成立するのではなく、先に述べたようないくつかの法律に分割されて成立した。それは、フェリー (Jules Ferry) 公教育大臣の戦略によるもので、ペール委員会案のような完全な一括の義務教育法体系を成立させるよりも、「個別諸法の体系」としてその法制度化を図ったほうがよいと判断したことによる¹¹⁾。従って、約10年間の歳月をかけることになったのである。

フェリーのこの戦略は、時の議会内部の勢力的関係など外部的事情にあることはまちがいないが、共和派内部の義務教育の組織構想において、義務・無償・世俗の原則については一致していたが、その組織編制の具体的なありかたをめぐるでは共和派内部に見解の相違があつたことによる。

要約的にいえば、初等教育の組織編制において、コミューンに基本的権限を与えて国家はその補助的な位置にとどまる構想と、国家に初等教育の権限を集中してしまう構想との基本的対立である。

A 義務教育法制の原典（ペール委員会案）の検討

このペール委員会は、1877年に提出されたパロデ (Barodet : 下院議員) 案を検討するための委員会として設置されたのであつた¹²⁾。

そこでこの両案を比較してみると、初等公教育に義務・無償・世俗の原則を導入するということでは共通なのであるが、その組織編制のありかたでは決定的な相違がある。というのは、パロデ案が、ギゾー法やファルー法の組織編制の原則をもとにして、すなわちコミューンに初等公教育の基本的権限を委ねることで義務・無償・世俗

の実現を図ろうとし国家は補助金と初等教育の指導・監督という役割に限定していたのに対して、ペール委員会案は、国家のもとに初等教育の権限を集中するという構想だからである。

A-a バロデ案

バロデ案は、第1にコミューンが特別税としてサンチーム税 (centime) という一種の学校税を徴収し、不足の場合県および国家から補助金を受けるという従来の初等教育財政制度をとっている。これは、ギゾー法以来の初等教育の物質的基礎の確保の手段であった。

「初等教育に関する費用は、コミューンの第1の義務的経費である。基金、寄附金、遺贈金を欠く場合、コミューン議会は支弁手段を審議する。通常歳入および主要4直接税の1から10サンチーム特別税によってコミューン立小学校経費を賄えないとき、県の通常資金をあてる。その資金の不足する場合、県議会は、主要4直接税の5サンチーム税までの特別課税を承認することができる。コミューン・県の資金不足の場合、公教育大臣は国家予算の初等教育のための毎年の信用にもとづいて補助金を支給する。(第22条)」¹³⁾

(バロデ案は、参照法を指示している。この条文の参照法は、ギゾー法第13条、ファルー法第15条、エルヌル (Ernou) 案第30条、バルニ (Barni) 案第11条と原注に記してある。以下同様)

第2に、コミューン教員の任命権を直接にコミューン議会 (conseil municipal) に与えている。

「コミューン小学校および幼稚園の正・助教員は、コミューン議会から任命される。正教員に対しては、選任は学校の種類に一致しなければならない。コミューン長は、3日後にこの任命について県教育評議会 (conseil départemental) に報告する。(第78条)」¹⁴⁾ (ギゾー法第21、22条、カルノー案第7、36条、ファルー法第31条、エルヌル案第59条、シモン (Jules Simon) 案第7条、バルニ案第79条)

第3に、義務就学を監督・奨励する機関として設置する学務委員会 (commission scolaire du conseil municipal: これからもそれを議会内に置いたことがわかる) を設置し、その構成員を議員から選出しコミューン議会内に置いている。

「各コミューンの議会は、議員の中から学務委員会を選出するが、コミューン長もその構成員である。(第110条)」。そしてその任務については、1. 学校校舎と教育設備の維持監督、2. コミューン立学校、私立学校、家庭のいずれかでコミューンの子どもが義務教育を受けているかの監

督、3. 県教育評議会へ3か月ごとに欠席者名、欠席理由および正当理由を記した表を提出すること、である¹⁵⁾。(ギゾー法第13条、カルノー案第31条、ファルー法第44条、1850年7月29日デクレ第49条、エルヌル案第77条、バルニ案第125、126、127条)

以上、見られるようにコミューン、特にコミューン議会に初等教育の基本的権限を与えおり、コミューン議会は、サンチーム税の課税権限とコミューン教員の任命権をもち、義務就学の監督・奨励のための学務委員会の委員も議員のなかから選出するのである。

A-b ペール委員会案

これに対してペール委員会案は、どうであろうか。

第1点については、国家が教員と教育行政職員の給与を負担し、コミューンおよび県には施設・設備の条件整備を義務として行うことにした。さらに、その国家の給与負担の財源を確保するために、従来の初等教育のためのコミューン・県のサンチーム税を国家に吸い上げるという構想であった。これは、後に成立する初等教育費負担法 (1889年) と同じ構想である。

「コミューンは施設設備費用を負担し、県は師範学校の施設設備費用および県教育評議会と県教育監督官の設備費用を負担する。(第51条)

初等教育職員と初等教育行政職員の給与は国家で負担である。(第52条)

経費は次の手段によって支払われる。1. 1850年3月15日法第40条と1875年7月19日法第7条によって認められたコミューンの4サンチームは、義務とする。2. 同じく県の4サンチームは、義務とする。3. 完全無償のために1876年財政法で認められた10サンチームは、義務とする。4. 国家の補助金。

これらの全資金は、共同資金として国庫に集中化される。コミューンは、14サンチームの一部または全部を免除される。県の4サンチーム税は、国庫に相当額の寄附金・遺贈金または個人的資金をあてることで免除される。(第53条)」¹⁶⁾

第2点についてはペール委員会案は、教員の任命権に関してコミューン議会ではなく、県庁所在地ごとに置く初等教育の指導・監督・行政を専門とする「県初等教育長 (directeurs départementaux de l'instruction primaire)」に委ねようとした。

「小学校教員および幼稚園教員は、県初等教育長によって任命される。(第31条) 免状を有する小学校教員および幼稚園教員は、公立学校で少なくとも2年間実習見習期間 (stage) を経て正式に任命される。その時、正教員に

なる。(第32条)¹⁷⁾

ここで注意すべき点は、このベール委員会案から従来の助教員 (instituteur ajoint) を廃止して、試補教員 (stagiaire) の制度を導入しようとしていることである。これ以降、この試補教員制度が主流になっていき、初等教育組織法で制度化される。また、教員の任命権については、県初等教育長に与えるとしたが、その権限の帰属をめぐるこれ以降、もめにもめるのであり、結局この教育行政職は設置されなかった¹⁸⁾。

第3点については、ベール委員会案は、学務委員会を議会外に置いている。パロデ案は、コミューン議会が初等教育費の財源の決定、コミューン教員の任命、学務委員会の権限と初等教育に関する権限のほとんどを集中しているが、ベール委員会案は前二者をコミューン議会から奪っている。学務委員の任命権はコミューン議会に残したが、それもその議長はコミューン長としたうえに、議会から引き離した位置、すなわち議会からは相対的に独立した位置に置いた¹⁹⁾。(学務委員は、議員のなかから選出するかどうかについては明確でない。)

ベール委員会案は、以上のように初等公教育をコミューン議会から引き離し国家や大学区 (université) にその権限を集中する構想であった。

A-c 学務委員会のゆくえ

先にも述べたが、時の公教育大臣フェリーは、ベール委員会案を一括して成立させずに個別諸法の体系として提出した。

まず、1880年1月20日に「初等教育義務法案」と「初等公教育無償法案」が提出される²⁰⁾。後者は初等教育無償法 (1881年6月16日) として、前者は初等教育義務世俗法 (1882年3月28日) として成立した²¹⁾²²⁾。これらは、義務・無償・世俗の原則に関するものであり、ある意味で共和派内部に見解の相違がないところである。

ただし、義務就学の監督・奨励を行う学務委員会の設置が、初等教育義務世俗法案にあった。この案では、ベール委員会案よりも学務委員会の構成員を詳しく規定している。すなわち、コミューン長 (maire: 議長となる)、管轄下のカントン代表、コミューン教員、コミューン議会任命の3名の家父 (père de famille) とし、初等視学官は管轄下のすべての学務委員会に出席できる (第2条) とした²³⁾。また、学務委員会を議会外に置くことで議会と相対的に独立な関係にあることも明示した。

その特徴として言えることは、学務委員会が、コミューン議会を主体とするパロデ案と全く異なり、3名の家父・コミューン教員・カントン代表者および初等視学官

を加えた利害関係者の構成になり、コミューン議会は3名の家父を任命するだけに限定された。同時に、議会外に置いて議会から独立した存在とした。

成立した初等教育義務世俗法における学務委員の構成の特徴も法案とほぼ同じであるが、議会との関係の規定がないこと (議会内におくのかの規定がない。) コミューン教員が除かれたこと。およびコミューン議会は議員数の最大3分の1までの委員を任命できるという点が異なる²⁴⁾。

この学務委員会は、義務就学の監督・奨励のための組織であってそれ以外の権限はもたない。しかし、義務就学の監督・奨励にかかわっては、公立学校のありかた、特に教育内容・方法の問題と密接な関係がある。すなわち、公立学校の教育内容が不満だとして親が子どもの就学を拒否する場合があります (特に宗教教育の問題として顕在化した)、学務委員会は、その就学拒否が正当なのかどうかという問題をも判断しなくてはならないからである。

このような問題については、初等教育義務世俗法は何も規定していなかったが、その実施過程で問題となり、結局初等教育組織法において、学務委員会は教育内容・方法の評価を一切してはならないとされた。(第58条)²⁵⁾

B 初等教育組織法の原案と対案

教員の任命権および処遇とコミューンのサンチーム税の扱いについては、「コミューン原則派」と「国家集中派」とでもいうべき両勢力の間で構想が対立する。これが、初等教育組織法と初等教育費負担法の主たる論点であった。従って共和派内部でもいくつかの案が出る。

「初等教育組織法案」(以下、ベール組織法案という: ベール委員会案と異なる) は、ベール下院議員によって1882年2月7日に提出された²⁶⁾。これを原案として審議がなされ、実際に成立したのが初等教育組織法 (1886年10月30日) であるから、まる4年以上経過していることになる。また、その提出時期を見ると、初等教育義務世俗法の成立が1882年3月28日であるから、その法律の成立見込みがそろそろついた頃に提出されたといえる。これに関して、初等教育費負担法案の提出も、初等教育組織法が成立する (1886年10月30日) の半年前に提出されている。(実際の成立は1889年7月19日)。この事実は、成立の見込みをつけて一連の法案が次から次へと提出されたことを意味する。

ベール組織法案に対してはその後、フェリー公教育大臣による政府案が同年2月16日に提出されるが、これは、ベール組織法案の本格的対案というものではなく、一部修正のための法案である²⁷⁾。

ベール組織法案の本格的対案というべき法案は、同年2月28日に下院に提出されたラヌサン (Lanessan) 以下22名の提出した「コミュン立および私立の教育組織法案」である²⁸⁾。この法案提出者の中には、1877年に共同法案を提出したバロデヤクレマンソー (Clémenceau) がいる²⁹⁾。

B-a 初等教育組織法原案…ベール組織法案

まず、ベール組織法案を見ると、先の「完全なる法典」で見られた明快さが消えて妥協的な性格を帯びている。第1にコミュンのサンチーム税については従来の初等教育財政にもとづく規定があるだけで、ここでは先のベール委員会案で規定していた国家へのサンチーム税の吸い上げの構想は出していないし、また公立初等教育費の負担主体あるいは負担区分の明示もない。

「公立初等教育の通常経費は次の手段による。1. 寄附金および遺贈金 2. 1881年6月16日無償法第2条にもとづく初等教育にあてる4サンチーム特別税 3. 1850年3月15日第40条、1875年7月19日第7条にもとづく県の4サンチーム税 4. 国家の補助金 (第15条)」³⁰⁾

ところで重要なのは、すでに成立している1881年6月16日無償法の意味である³¹⁾。この法は、初等公教育の完全無償を規定したが、同時にコミュンに与えた従来の4サンチーム税についてはその徴収を義務づけている。そのことは、コミュンの側からすると、従来はコミュン議会が徴収の可否とその額(4サンチーム以内の)を決定していた、その権利としての性格が失われることを意味する。そして、この事実と論点でもって、のちに初等教育費負担法はサンチーム税を国家に吸い上げることになる。

このサンチーム税に関する規定は、結局成立した初等教育組織法の中ではなく、初等教育費負担法に登場することになる³²⁾。

第2に教員の任命権について、ベール委員会案は教員任命権を県初等教育長に一切を与えていたが、ベール組織法案は折衷案である。

「試補教員は、県初等教育長によって任命され解雇される。(第25条) 県教育評議会は、……正規の役職可能な教員の候補者名簿を毎年作成する。県初等教育長は第64条の人事委員会の意見を聴いて、この名簿にもとづき空席の推薦者を決定し知事におくる。任命は知事によって行われる。(第26条)」³³⁾

ここで言えることは、まずコミュン議会の教員任命権あるいは発言権は全く考慮されていないことである。また試補教員と正教員の任命権を分け、試補教員の任免

権は県初等教育長に与えるが、正教員の任命権については県教育評議会による候補者名簿作成と県初等教育長の推薦者の決定という実際の選考過程の後に県知事が行うとしている。

B-b 法案の修正案…「政府案」

これに対して、1882年2月16日にフェリー公教育大臣は、「教員の任命・給与および県とカントンの初等教育評議会に関する法案」を提出する。これは、ベール組織法案に対して、初等教育の行政に責任をもつ県初等教育長を設置しないで、そのかわりに大学区視学官 (inspecteur d'académie) が県教育評議会や教員任命に関して重要な役割を果たすことにした。すなわち、教員の任命は、試補教員については初等視学官 (inspecteurs primaires) 報告にもとづき大学区視学官が、正教員については大学区視学官の推薦にもとづき大学区総長 (Recteur) が行うとした。これは、大学区行政の一環に初等教員の人事行政を組入れるという構想である。

もともと、県初等教育長は、バロデ案に初めて登場する教育行政職である。(バロデ案は、この点についての参照法としてエルヌル案第82, 84条、バルニ案101条以下をあげている)³⁴⁾

バロデ案では県初等教育長は、初等教育の指導・監督をおこない、初等視学官を部下にもち、直接公教育大臣と連絡をとる。5年任期で、任命は共和国大統領により35歳以上の初等視学官の中から行うとした。このことから、それは、大学区による教育行政を介さずに共和国が直接に初等教育を専門的に監督・指導するものとして位置づけたといえる。しかし注意すべきなのは、バロデ案は基本的にはコミュン主体で初等公教育を行うので、教員の任命権はコミュン議会であり、国家の責務は補助金と県初等教育長による初等教育の監督・指導とに限定されていることである。

この県初等教育長の構想は、ベール委員会案にも継承されている。しかし、バロデ案とは異なり、その権限が絶大で教員の任命権を一手に引き受けるなど初等教育に関する権限を国家に集中する場合の重要な位置にある³⁵⁾。

さらに初等教育組織法の原案となるベール組織法案も、この行政職を設置することにしたが、教員の任命に関してその推薦者を決定できるだけで、任命そのものは知事が行うという折衷的なものである。その趣旨説明では、大学区視学官でなくそれを設置する理由を、「この分野の役務に専念する」ためとしている³⁶⁾。

B-c ラヌサン案…本格的対案

ラヌサン案は1882年2月28日に提出されたが、提案理由ではベールやフェリーによる法案を「集権化(centralisation)」と規定して批判し、それへの対案として「教育の自由」と「地方分権化(décentralisation)」に基づいた教育組織構想を提起した³⁷⁾。

その基本的特徴は、全くの自由を認める私教育とコミューンの公教育を区別することである。前者の私教育については、「教育の自由」とは「国家からの自由」としての私教育の自由の保障である。この点については、初等教育だけは義務教育にするので私立教員はそれに必要な教員資格(免許状と証明書)をもたなければならないが、中等・高等教育については親と子の判断に委ねるので私立教育はどんな資格もいらぬのである。ここでは世俗・無償の原則は適用されない³⁸⁾。

後者の公教育については、社会(世間: le monde)のために公的権力がつくる全教育施設においてそれをすべての市民が求める権利があるのだから、宗教的中立性、無償性およびそれに相応しい権能(compétence)という3つの条件が課される³⁹⁾。

問題は、公教育の組織の主体の問題である。ラヌサンは、初等教育に限らず中等・高等教育を含めた教育制度全体の編制のありかたを問題にして、いかにコミューンが教育の組織主体から排除されてきたかを主張する。特に1850年ファルー法と1880年3月18日法のもとでは、中等・高等教育は私的個人には認められているが、コミューンには全く認められていなかった⁴⁰⁾。しかし、ここでは、初等教育に論点を絞って考察する。

ラヌサンによれば、フランスの初等教育においては私的個人による学校設立を教育の自由として認めてきたが、公教育においてはコミューンに小学校の設置や費用負担の義務があっても教育内容や教育課程に関する権限はなく、結局は国家の学校にすぎなかったというのである。つまり「今日まで、国家が初等教育の教育課程と教育方法の唯一の教師であった」のである⁴¹⁾。

しかし、この指摘は事実としてそのような性質を帯びていたとしても、少なくとも法制度上はギゾー法以来初等教育におけるコミューン主体の原則は打ち出されてきていた⁴²⁾。

確かに教育内容や教育方法についてはコミューン議会の権限は不十分であった。ラヌサンは、この点を厳しく批判し教育内容や教育方法におけるコミューン議会の権限を主張した。しかし留意しなければならないのは、ギゾー法とファルー法も不十分ながら教育における地方統制の可能性を残したものであったと思われる。というのは、教育内容や教育方法の直接的統制するのではないが、

コミューン議会が教員任命権(選択権)と財政的基盤の保障(その手段の決定権)によって教育を統制することを可能にしていたのではないかと思われるからである。

ギゾー法やファルー法では基礎的初等教育に「道徳・宗教教育を含む」としていた⁴³⁾ので世俗制の問題と係わってその評価は難しい。前者はコミューン議会が承認すれば宗派立学校を許可する(公教育大臣の許可が必要)と同時に宗教教育には家父の願望が常に尊重されることにした⁴⁴⁾し、後者ではもっと徹底して「公認された複数の宗派があるコミューンにおいては各宗派の子どもに個別の学校が設立されねばならない(第31条)」とした⁴⁵⁾。コミューン教員の任命権については、ギゾー法は「コミューン議会が地域監督委員会の意見を聴いて、郡委員会に候補者名簿を提出する。郡委員会が(コミューン教員を)任命し公教育大臣が承認する」というものであった⁴⁶⁾。ファルー法では、法文上これよりもコミューンの権限を強化し、コミューン議会がコミューン教員を任命することになった⁴⁷⁾。また、両法とも初等教育を行う教育費の資金調達の手段の決定(サンチーム税)についてはコミューン議会にその権限を与えた。

以上のように義務教育成立以前の初等公教育の組織原則はコミューン主体の原則であった。事実初等教育組織法の審議過程で、このコミューン主体の原則を転換して国家役務の原則とすることを明確にするために、時の公教育大臣ゴブレ(Goblet)は、「審議中の初等教育は、もはや国家補助を受けるコミューンの役務ではなく、コミューンに補助される国家役務である。」と明言している⁴⁸⁾。ただし、これは法制度上の原則であり、実際の歴史的過程では、国家はコミューン議会や宗教団体をできるだけ排除しようとして対立した。特にそれはコミューン教員の任命権(および選出に関する発言権)をめぐる対立する。つまり、教員の任命権の帰属をコミューン議会とするか県知事とするか、あるいは大学区行政の一環として大学区総長(あるいは大学区視学官)とするのかという問題として争われた⁴⁹⁾。ファルー法は義務教育制度成立まで有効であったが、1850年代にその争いが激しく行われ、その過程で県知事が教員の任命権を持つことになった⁵⁰⁾。これ以後コミューン議会は、教員の任命権について非宗派教員か宗派教員かの選択の決定を尊重するという存在にとどまった⁵¹⁾。

B-d ラヌサン案の制度構想

さて、ではラヌサン案はどのような制度構想であるか。それは、アメリカやスイスをモデルにして、コミューンに公教育のすべての権限を与え、国家はその権限の実施

を確実にする位置にとどまるという構想である。

「コミューンに全ての種類と段階の教育施設・維持の権利を与える。与えられた条件で彼らの公的教育を組織し教員を任命し教育方法を選択し教育課程を設ける具体的処置 (le soin) をコミューン議会に与え、彼らの監督に初等教育を委ねる。しかし、資格のある教員によって行われる無償公教育に関する監督の義務 (le devoir) を国家が持つことを我々は見失わない。」⁵²⁾ (趣旨説明)

いくつかの特徴点を示せば、第1にコミューン議会が教育内容・教育方法を直接に独自に構成する権限をもつ。

「コミューンに小学校を任せ、その要求に応じて子どもの教育を監督する具体的処置を委ねる。教育課程を子どもが生きていくであろう環境の条件に一致させることは有益であるし、自然的結社 (une association naturelle) として平常同じ利益に直面しているから、各コミューンに住民の要求に応じた教育課程を設ける具体的処置を与えなければならない。」⁵³⁾

ここでは、コミューンの要求にもとづいた教育内容・教育方法による公教育が追及されている。ただし、特に公教育の性質からコミューン学校における宗教教育は、次のように明確に否定される。

「全ての人に区別なく無償で行われるコミューン学校は、受け入れた子どもの家族の感情を傷つけるような、すべての教育およびすべての本性上の実践を拒否しなければならない。このために、コミューンの公教育施設内では宗教教育・宗教的实践を禁止すること、その予防のためにコミューンに宗教団体などの構成員から教員を選出することを禁止する。」⁵⁴⁾このように世俗制を確立した上で、初等公教育においてコミューンの要求に応じたカリキュラムの決定権をコミューン独自の権限として認めたのである。

第2に、教員の選出・任命についてであるが、これもコミューン議会に委ねる。

「教員はこれによって中央権力の政治的影響力から引き離されるし、その教授学的職務に専念できるし、間違いなく教員間で最大の能力と熱意を引き出すために協力するだろう。」⁵⁵⁾

第3にコミューン議会は、初等教育を評価する能力を補うために初等教育カントン委員会を設置する。

「コミューン議会の初等教育の能力は十分でないので、初等教育カントン委員会を設ける。この教育に関する全ての問題を検討してコミューン議会に審議結果にもとづく提案を行う。」⁵⁶⁾

第4に初等教育のためのコミューン財源は、ギゾー法以来の初等教育財政制度を採用している。

「コミューン議会はコミューン立学校の予算経費を次によって行う。1.コミューンの経常収入、2.初等教育のためのコミューン特別サンチーム税、3.1850年3月15日法第40条、1875年7月19日法第7条による県の4サンチーム税、4.国家による補助金、5.コミューンへの寄附金および遺贈金」⁵⁷⁾

このようにラヌサン案は、国家の公教育における独占的な事態とコミューンの権限剥奪というフランス初等教育の現状の認識、また成立させようとしている初等教育組織法案が初等教育に関する権限を完全に国家集中化しようとしていることに対して、教育内容・教育方法を含めて（もちろん公教育の性質からして世俗制を前提として）基本的に初等公教育に関する権限をコミューン議会に委ねる構想である。それは、コミューンが独自の権限にもとづいて初等教育を行うという発想に立ったものであった。その際、国家はそれを監督し・補助して公教育全体の発展をはかる存在として位置づけられる。

ただし、この構想においてはいくつかの問題もある。第1点は、教育カントン委員会の選出方法であるが、これは住民全員によって選出されるのではなく、コミューン議員と初等教育教員のみによるものである。「スイスのあるカントンにならって、コミューンの全有権者でこの委員を選出したいと思ったが、フランスのコミューンは区画が余りにも狭く有識者に乏しいのがしばしばなので、この案を放棄しなければならなかった。初等教育委員会をコミューン議会議員および初等教育の職員によって選出する。」⁵⁸⁾

この点は当時のコミューンの民衆に対する評価と密接にかかわるものであるが、基本的には民衆の教育に関する判断力は信頼されていない。その意味で、教育における直接的な民衆統制の主体として民衆が位置づけられていないのである。

ここで問題となってくるのは、1871年のパリ・コミューン革命における社会制度構想の基本的発想である。それは、直接的な民衆統制を基本としていた⁵⁹⁾。共和派とすれば、カトリックの教育支配の打破と同時にパリ・コミューン革命におけるような教育の民衆統制（およびそれを可能にする制度構造）を排除する必要があった。ペールやフェリーは、コミューンの初等教育の権限を国家に集中することでそれを達成しようとしたが、コミューン主体の原則にもとづいたラヌサン案でも民衆の直接的な教育統制にまでいくことは危険を感じたのだと思われる。

第2に、コミューン議会に教育を直結させることについてである。この点では、アメリカ教育委員会制度のように議会からも相対的に独立した行政委員会としての性

格と比較してどうなのであろうか。アメリカ教育委員会制度では、専門職の能力をもつ教育長と住民から選出された素人 (layman) である教育委員が教育行政を行う⁶⁰⁾。それは、議会との関係でいえば相対的に独立した存在であった。その意味では、ラヌサン案は、イギリス型の地方教育当局 (LEA) の性格に近いのではなからうか⁶¹⁾。

第3に、第2と関連して言えば国家からコミューンに実質的な初等公教育の権限をとりもどすことに重点がおかれて、コミューン議会の初等教育に関する決定をどのような制度によって実施するのかが明確に浮かんでこないことである。それは各コミューンの独自性に任されることでもあろうが、初等教育カントン委員会をコミューン議会の諮問機関の性格のものとして構想しているのであるから、当然コミューン議会の決定を実施する教育行政の制度的構想もありえたと思われるのである⁶²⁾。

III 初等教育組織法の審議

下院にベール組織法案が提案される (1882. 2. 7) と同時に、緊急宣言が出されたので下院 (1882. 2. 7 ~ 1884. 3. 18) の審議は一度の討論で採決が行われた⁶³⁾。

上院では第1審議と第2審議が行われ修正が行われる。(1884. 4. 7 ~ 1886. 3. 30)

再び下院に再送付されて討論されたが、緊急宣言のために第1審議で採決に入った (1886. 4. 3 ~ 1886. 10. 28)

初等教育組織法は、試補教員と正教員の任命権について次のように規定した⁶⁴⁾。(第26条から34条が教育職員の任命・懲罰・報奨規定)

試補教員：「試補教員は大学区視学官の委任によって教育を司る。この委任は初等教育視学官の正当な意見のもとづき大学区視学官によって解職される。試補教員は解職以外は正教員と同じ内部規律に従う。この規律は本法の条件と保障のもとで行う。」(第26条)

正教員：「県教育評議会は、大学区視察の対象である候補者の要求を知った後、毎年1学校の担当であれ1クラス担当であれ正規の職務可能な教員名簿を作成する。

正教員の任命は、公教育大臣の権威のもとで大学区視学官の提案のもとづいて県知事が行う。」(第27条)

コミューン教員の任命権については、下院・上院ともに修正案・追加案および対案が出された。

A コミューン議会の位置

下院議員のバロデは、正教員・試補教員ともに教員の任命権をコミューン議会に与える修正案を提出した。バロデによれば、「教員はコミューンのためにつくられなければならないのであって、コミューンが教員のためにつ

くられるのではない⁶⁵⁾。また、「公論 (l'opinion publique) は教員にとってコミューン外部の公務員の権威よりも大切な保障である」と述べてコミューンの住民が教員を統制することを主張する⁶⁶⁾。

さらに、バロデは、法案が県知事に教員任命権を与えることによってコミューンの教員統制を排除しようとしていると批判した。

バロデは、県知事に教員任命権を与えることに反対する。それは、第1に「教員をコミューンの中で利害を持たずコミューンに関係のない権力 (autorité) に委ね、政府の変動、政治の激情や情熱にさらすことになる⁶⁷⁾。第2に、県教育評議会の構成が知事の意味に従う官僚からのみなっているので行政の恣意もチェックできないと指摘する。第3に現実には知事による異動命令は非常に多いが、これは子どもの教育にとっても教員の能力発揮にとってもよくないとする。

知事に任命権を与える法案は、「共和主義者よりも帝国主義者 (impérialistes) にふさわしい政治的理由」から来ているとまでバロデは批判している。

これについて、委員会名でスティエグ (Steeg) は応答する。「コミューン議会の気まぐれ (caprice) に委ねる教員の任命形式は、教員の保障、(すなわち) 教員の安心、将来およびその家族 (の生活) を保障しない。ともかく、規則的かつ確実なあらゆる昇進を放棄することになる。」⁶⁸⁾

コミューン議会に任命権を委ねることは気まぐれ (caprice) に従うことで、教員の地位・身分を保障できないというのが、コミューン議会を全く排除した理由となっている。しかし、そうだとでも県知事に教員任命権を与えることは正当化されない。というのはその理由からすれば大学区行政に委ねる方が筋が通っているからである。

事実、審議では後者への修正が要求された。

その1つは、下院議員ルニエ (Lenient) の修正案である。「試補教員は、初等視学官の報告のもとづいて、大学区視学官によって任命、解雇される。正教員は、大学区視学官の推薦のもとづいて大学区総長によって行われる。この推薦は、大学区視学官の出席する県の初等視学官会議の意見を聴いて、大学区視学官が行う。」⁶⁹⁾

これは、完全に大学区行政の一環として初等教員の任命を行う構想である。

もう1つは、上院議員ムン (Mun) の修正案である。「試補教員および正教員は、コミューン議会の意見後、大学区総長によって任命される。」⁷⁰⁾

この案は、「教員自身を政治の影響力と変動から切り離す」ために教員の任命権を県知事でなく大学区総長に与

えるが、「家族の議論の余地のない権利を尊重する」ため
 コミュン議会の発言権を重視する。

ムンはコミュン議会の意見が重要な理由を次のよう
 に述べる。

「家父およびコミュンは、初等教育の規則制定に関し
 て権利をもつ。コミュン内にいくつかの学校がある場
 合、その権利尊重には、親が自由に選択できるさまざ
 まな学校があるだけで十分だ。しかし、フランスの多くの
 コミュンのように1校しかない場合、権利の明白な侵
 害に対処するという条件で、当然その教育指導が、大多
 数の家父を少なくとも満足させるものでなければなら
 ない。」⁷¹⁾

またムンは、義務教育制度においては宗教教育の教育
 課程からの削除、それに代わる道徳教育の子どもへの強
 制があるのだから、家父の権利が一層重要であり、家父
 の教員選任権は放棄できないと述べた。

この点について、政府委員のスティエグは、コミュ
 ン議会の権限を与えることは、少数の家父にとっては拒
 否した教員に子どもを送ることになると批判した⁷²⁾。つ
 まりコミュン議会の決定は議会の多数決で行われるので、
 少数の家父は不満を残すというのである。

一方ムンによれば、「教員には家族の判断しにくい一定
 の専門的特質が必要である」が、この保障のために国家
 の役割がある。従って国家は、「家族に代わるためではなく
 政治的影響力で選任するのではなく、教員を助け、専門
 的保障をもたらす、その性格と職務によって教育内容
 で必要な能力が発揮される」ようにする役割をもつべき
 なのである⁷³⁾。

この論理からすると、県知事が教員の任命権をもつこ
 とはよくない。知事の権限は公教育大臣に従うのだが、
 大臣は本質的に政治的人間がなり、しばしば大学区と関
 係ないからである。また大学区視学官が任命にかかわる
 がそれは知事の政治的影響力を十分排除できないという。
 こうして、知事に教員任命権を与える委員会案に対して、
 それは「選挙戦に対して公務員の一群とそして将来には
 教育のくびきで変形した世代を政府の手中におくこと
 がある」と批判した⁷⁴⁾。

B 県知事の位置…政治的解決

政府委員のスティエグは、教員任命権に関してコミュ
 ン議会の権限を排除することに賛成していたけれども、県知
 事に教員任命権を与えることには反対で、大学区視学官
 にあたえる修正案を提出した。「この候補者名簿にもとづ
 き、アカデミー視学官が、初等教育視学官の意見を聴い
 て委員会を開催して空席ごとに任命する。」⁷⁵⁾

ミシュウ (Michou：下院議員) は、これを支持した。
 「教員は、大学区に属し、学校にだけ存在する。教員は、
 上は大臣から下は助教員に至るまで本性上の長にだけ依
 存する。助教員は、正教員と同様に同一の権威によって
 任命、昇進、監督されることを望む。」⁷⁶⁾

一方、バルドゥ (Bardoux：上院議員) のように大学
 区総長に教員任命権を与える案もあった⁷⁷⁾。すなわち「大
 学区視学官の推薦にもとづいて大学区総長によって行う」
 という案である。その理由は、「知事を初等教育問題に介
 入させる、すなわち政治を学校に導入することがいかに
 危険か。今日ますます学校は、義務的になっているの
 から、政治的観点と同様に宗教的観点からも、学校は中
 立でなければならない」からである⁷⁸⁾。

大学区総長にするか大学区視学官にするかは、教員任
 命権に関してコミュン議会と知事を排除して、大学区
 行政の一環として行う際の相違なのであまり大きな差異
 とは言えない。

補論で詳しく述べるが、1850年代に教員任命権が矛盾
 した法制度でありながら解釈として県知事に移ってから
 以後、大学区行政の一環としてそれをおこなうべきであ
 るという主張はあった。プラサンセ (Pressensé de：上
 院議員) は、ギゾー、シモン (Jules Simon) など歴代
 の人々が、初等教育役務に知事を関与させることに反対し
 ていたと主張した⁷⁹⁾。

これに対して、フルイラ (Ferrouillat：法案報告者)
 は、県知事に教員任命権を与えることについて次のよう
 に説明した。

「教育に関する新法 (初等教育組織法…筆者注) は、そ
 の実施を妨げるために悪意が結集する危険を防ぐ。ある
 県において、1882年3月28日法、すなわち義務、世俗に
 反対する執拗な運動があることをご存知だろうか。教員
 は、この状況からの保護を必要とするが、任命者がもつ
 とも効果的に保護することができる。大学区総長にする
 と、多くの仕事に従事するのでこの保護を保障できず、
 結局は、実際には大学区視学官が行うことになる。彼
 は、権限はあるが責任がない。知事が、この権限をよく
 果たし、とりわけ初等教育の組織に伴う困難な環境から
 教員を最も有効に保護するであろう。さらに、教員は、
 法がその権限に課せられた限界を規定しているので、知
 事の恣意 (arbitraire) から保護される。」⁸⁰⁾

公教育大臣ゴブレもまた、現在が教育改革の実施と闘
 争の時代であり、県知事が教員をいちばん保護できるし、
 県知事に懸念される政治的介入もないと説明する。

「知事は、公教育大臣の権限のもとに教員を任命する。
 学校が望まないかぎり、従って政府がそれを切り離れた

いと望むかぎり政治は学校に浸透しない。知事だけが、多くの抵抗にあうであろう改革の実施を保障するための十分な権威(権力)である。大学区総長、大学区視学官では、闘争中の教員を十分に保護することはできない。」⁸¹⁾

以上からわかるのは、県知事に教員任命権を与えたのは、義務教育制度の改革が政治的闘争と教育的闘争の中で行われたことである。

このことから、県知事に教員の任命権を与えたことは、政治的な解決であったことがわかる⁸²⁾。

C 国家役務の論理

さて、コミューン議会による教員統制の一側面であるコミューン教員の任命権を排除する論理として打ち出されたのが、初等教育の「国家役務」である。

ゴブレ公教育大臣が述べたように、「審議中の初等教育は、もはや国家の補助を受けるコミューンの役務ではなく、コミューンによって補助される国家の役務」となったのである。

この論理は、初等教育組織法で明確にされた。法案審議のシレ(Sirey)の解説では次のように述べている。

「全体として、新法は、1881年法、1882年法に多少あった理論から来ている。すなわち、初等教育は、国家の役務であり、コミューンの役務ではないという。1850年法が規定していたように、初等教育は、コミューンの役務であった。コミューン(議会)が、大学区教育評議会または宗教団体の長の推薦にもとづいて教員を任命する。また、コミューン(議会)が、場所を提供、維持し、教員に支払う。コミューン(議会)は、コミューンの資金が許すならば小学校の完全無償を実施できる。政府は、コミューンの怠慢の場合だけ介入し、また補助金によって初等教育の経費を支援することだけを行う。

新法は、この事態を変更し、初等教育は国家の役務になった。国家(既に以前この権利をもっていた知事によって…原著者注)は、教員を任命する(第27、28条)。知事が主宰する多くが初等教育の公務員からなる県教育評議会が、学校の設置・その数・その性質を決定する。(第13条)コミューンは、意見を出すこと以外は介入できない。(第13条)」⁸³⁾

国家役務という論理で、コミューン議会の統制が排除されている。コミューン議会は公立小学校を自己の権限で設置・維持する権限を失い、県知事主宰の県教育評議会の決定に従って、建物・設備などの物質的な条件整備を義務として行う存在にすぎなくなった。国家役務の論理からすれば、ギゾー法以来、特に1850年代から定着していたコミューン議会の非宗派教員と宗派教員の選択権

は当然排除されるのである。

「コミューンはこの問題(非宗派教員と宗派教員の選択…筆者注)を解決する能力がない。それは実際コミューンの役務ではなくて国家の役務であり、国家の役務を規定する権限は国会にある。この問題を世論に訴える必要はない。」⁸⁴⁾(ゴブレ公教育大臣)

こうして初等教育組織法の組織編制の論理は、従来の初等教育の組織原理であるコミューン主体の原則を根本的に転換するものであった。もちろん、従来の初等教育組織原理であるコミューン主体の原則は、政治動向との関連のなかでその権限が多分に国家(すなわちその代理としての知事)に奪われていくのだが、少なくとも法制度としてはその根本原則は変わらなかった。すなわちファルー法体制は、組織編制原理としては初等教育組織法の成立まで存続したのである。

この組織原理の物質的基盤となっていたのがコミューンの権限として認めた学校経費のためのサンチーム特別税である。これと結びついてはじめて、自己の学校を自己の財政支出によって支えている事実と意識が生じ、コミューンに密着した学校が成立する可能性が保障されるのである。(ただし先に述べたように教育内容・方法を直接的に統制するような構造ではなく、教員任命権を通じての統制にとどまっている。)ファルー法による初等教育制度は、その意味でコミューン自治の可能性を秘めたものであったし、実際にギゾー法以来のコミューン主体の原則によって学校はコミューンの中にかなり根づいたのではないかと思われ、逆にそうであるからこそ国家はその権限をコミューンから事実上奪おうとしたのではないかと想像するのである。(実際に、コミューンの初等教育のためのサンチーム税を国家に吸収(収奪)したのは、初等教育費負担法(1889年)であった。)⁸⁵⁾

さて、これに対して、初等教育の国家役務に対する批判があった。

例えばラマルゼル(Lamarzelle:下院議員)は、それを次のように批判する。

「権力についた党派とそれを実施する大臣に従ったかわりやすい国家の教義を教えることを目的としている。また同時に私立学校の抑制を目的としている。

それは教育の国家集中化を必要とする。宗教的中立性は、非宗派教員の側にも宗派教員の側にも存在しない。法の真の目的は、教員を各コミューンで政府のために選挙宣伝の一機関にしようとするものである。」⁸⁶⁾

ここでは、初等教育の国家集中化が、国家内容・方法の国家独占による「国家の教義」の教え込みを意味することが指摘される。そして、その重要な位置にある教員

を国家が統制し、「各コミューンで政府のために選挙宣伝の一機関」にしようとしていると批判するのである。つまり、共和制の維持の重要な環としてコミューン教員が国家にのみ結びつくことの危険性が指摘されているのである。

さて、大きく分けて国家役務の論理に反対する勢力が二つあった。

1つは、家父の権利を主張し宗教教育をコミューン学校においても行うことができるという立場からのものである。もう1つは、ラヌサン案に見られたもので、義務・無償・世俗を初等公教育で実施するのであるが、それはコミューンが主体となって行うという立場からのものである。

前者については、クレ(Keller：下院議員)をはじめとする少数勢力が組織法案を徹底的に批判したノートを下院に提出している。

「新法は、良心の自由を侵し、国家によって家族とコミューンの最も神聖な権利を侵害する公教育の危険で専制的な組織であり、私立学校の基礎と存在を阻害する不正なものである。

実際、第13、14条はコミューン財政を大学区教育評議会の自由にさせ、納税者の代表でないのに、コミューンに際限のない学校の設置を押し付けることができる。

自由国家の実践に反して、コミューン議会と家父は教員の任命に参加できないし、若者の教育にどんな監督や統制を行うことができないうし、学務委員会は教育の内容(matières)と方法(méthodes)を評価できないので、家族の良心をこなごなにしている。

教員の独立を保障するという口実にして、教員を知事任命の一機関として政治の変動に従わせている。今後それは、中央権力のみ依存し、本質的にばらばらな教義を伝達することになる。

宗教団体に所属する教員は、カトリックすべてに共通の信仰だけは非難することができないのに、制度的に彼らの維持を求めるコミューンにおいて公立学校から追放されている。採用において修道者(frère)を攻撃するために、公立教員にはまだ許されている兵役免除を奪い、私立学校に10年間勤務できる権利を奪った。

同時に公立宗派学校の一般設立者によってあてられた不動産は、相続権を保障されず没収の対象となる。

私立学校は、法外な数の公務員と代表者の視察を受ける。私立学校の教員は、大部分が彼らの競争者で性質上彼らの反対者、すなわち大学区の構成員からなる県教育評議会の管轄に属しており、その反対者は、解雇、検閲、休職、日常教育の禁止さえできるのである。」⁸⁷⁾

しかし、この勢力は、具体的な対案は出さなかった。彼らにとっては義務・無償・世俗の原則さえも否定の対象なのである。

一方、初等教育組織法案が初等教育に関する権限を国家へ集中させるのを批判して、初等公教育制度における義務・無償・世俗の原則にもとづいてコミューンが基本的に初等教育を行うという対案を出したのが、ラヌサン案であった。

「学校は、コミューン議会に依存し教育課程の設置と職員任命を司る。」⁸⁸⁾

ラヌサン案によれば、コミューン立学校では、宗派教員の選任と宗教教育を禁止し(世俗)、カントン初等委員会——県議会議員、郡議会議員、コミューン議会議員、教員代表からなる——が、すべての小学校の組織運営に関する問題に責任を負う。(第18条)そしてコミューン議会が、カントン委員会の提起する手段の採用を最終的に決定するのである⁸⁹⁾。

しかしラヌサン案に対してベールは、次のように述べる。

「原則として国家の範囲と権力は拘束なく行われるが、初等教育の教育課程もそうである。国家の崇高な利益のためにそれを義務にした理由は、教育課程をコミューンの恣意に任せられないからである。すなわち(それによって)、市民(または公民:citoyen)の教育、国家の統一性が脅かされる。実際、コミューン議会による教員の任命・解雇は、公務員にとって奴隷のように最も苦痛であるように思われる。」⁹⁰⁾

ここではコミューン議会が、恣意的な存在、国家の統一性を脅かすもの、教員にとっての害悪として位置づけられている。

こうして、コミューン議会の初等教育に関する権限は排除され、コミューンは国家役務としての初等教育を施設・設備の条件面で補助し、県教育評議会の決定を忠実に執行する存在に限定された。それは、自己の学校を自己の財源でつくりながら、学校が国家統制のもとにおかれたことを意味するであろう。

そしてさらに言えば、このようなコミューンの教員統制の排除の構造的関係の上に公立教員の専門職の保障が確立されたのである。

IV おわりに

フランスの義務教育制度は、国家役務の論理で再編制された。コミューンは、初等教育の物質的基盤であったサンチーム税を廃止、国家に吸い上げられ、法制度上存在したコミューン教員の任命権(または関与権)を全く

失い、かわって県知事による教員任命権が法定された。それは、ギゾー法とファルー法のもとの従来のコミュニケーションの教育統制のありかたの排除を意味した。またそれは、義務・無償・世俗の公教育制度においてコミュニケーション主体の原則をもとにして、よりコミュニケーションの自主性と権限を認めようとしたパロデ案やラヌサン案のような構想を否定し、初等教育に関する権限を国家に集中するベール委員会案の構想の実現を意味した。

フランスの公立教員は、初等教育に関する権限を国家に集中したベール委員会案のような構想を前提として、すなわちコミュニケーションによる教育（教員）統制の排除のうえに、国家公務員となったのである。ここにおいては、パロデ案やラヌサン案の構想におけるようなコミュニケーション（による教育統制）とコミュニケーション教員との関係構造が切断されたことに留意しなければならない。

ところで、約100年経った1980年代に入ってフランスでは国家に吸い上げたこの初等教育に関する権限を地方に返そうとする動き、いわゆる「地方分権化（décentrasation）」が進んでいる⁹¹⁾。その動向および評価は今後の検討課題としたい。

V 補論：ファルー法案の成立過程とファルー法実施過程

ファルー法は、ギゾー法を手直しして、コミュニケーション立学校の教員の任命を直轄にコミュニケーション議会の権限とした。しかし、公立教員の任命・採用をめぐる、このファルー法は、その法案の成立においても、また成立後においても、大変複雑な過程をたどる。以下その事実過程を整理したい。

A ファルー法案の成立過程

ファルー法案は、1849年6月18日に国民議会に提出されたが、そこでは、コミュニケーション教員は、「コミュニケーション議会が任命する」ことになっていた⁹²⁾。

ファルーは、病気のために公教育大臣をその年の9月に辞めるが、ファルー法案を検討したブニョー(Beugnot)による委員会報告（以下、ブニョー案：1849.10.6）では、これを大学区教育評議会に与えようとした⁹³⁾。すなわち「コミュニケーション教員の任命の絶対的権限を大学区教育評議会に与え、コミュニケーション議会の意向に一致するように選任する」という制度にした⁹⁴⁾。そのようにした理由は、ファルー法案のごとくコミュニケーション議会に教員の任命権を与えることは、たとえ大学区教育評議会または宗教団体の提出する名簿にもとづいて教員を選出するとしても、それは「コミュニケーションの干渉を制限できるが、除去できない」

からというものである⁹⁵⁾。

ところが、同年10月末パリュエ（Parieu）が、公教育大臣に就任すると、彼は、ブニョー委員会報告案に不満で、この法案をコンセイユ・デタへ送付した⁹⁶⁾。

一方パリュエ公教育大臣は、同年12月13日立法議会に「コミュニケーション教員の任免に関する法案」（以下パリュエ暫定案）を独自に提出した⁹⁷⁾。この法案は、教育組織法の制定までの暫定法の制定をもとめるものであった。ここでは、初等教育を各県知事の監督のもとに置くこと（第1条）、コミュニケーション教員は県知事の任命としてコミュニケーション議会の意向に一致するように選出する（第2条）としている⁹⁸⁾。

この法案は、その日に第一審議が行われ、教育組織法検討委員会に送付された。教育組織法検討委員会の結果である12月17日委員会案はパリュエ案と同一である⁹⁹⁾。

また、先に検討を依頼していたコンセイユ・デタによる「公教育法案」が、同17日に立法議会に提出された¹⁰⁰⁾。ここでも、パリュエ暫定案が支持され、「コミュニケーション教員の任命は、コミュニケーション議会の推薦にもとづき知事が行う」（第50条）とした¹⁰¹⁾。

つまりこの時点では、パリュエ公教育大臣の教員任命権を知事とする構想が支配的になった。ファルー法案の「コミュニケーション議会」とする構想およびブニョー委員会案の「大学区教育評議会」とする構想は支持をえられなくなってきた。

このような経過の中で、同年12月31日には、コンセイユ・デタ案などを参考にしながら先に提出されたファルー案を再検討した教育組織法検討委員会名の法案が、ブニョー第2次案として議会に提出された。しかし、ブニョー第2次案も、ブニョー第1次案と同様にコミュニケーション教員の任命権を県大学区教育評議会に与えて、優勢になったパリュエ暫定案やコンセイユ・デタ案——教員任命権を知事に与える構想——を否定した¹⁰²⁾。

さて、教育組織法ができるまでのコミュニケーション教員の任免に関する暫定法が1850年1月11日に成立する。その原案（12月17日委員会案）はコミュニケーション教員の任命権を知事に委ねていたのだが、成立した法は、ギゾー法の原則にもどすにとどめた。すなわち、コミュニケーション教員は、郡委員会により任命されるが、コミュニケーション議会に一致するように選出する制度にした¹⁰³⁾。しかし、同年1月16日にパリュエ公教育大臣は、この法の制度に不満でコミュニケーション教員の任免に関するこの法施行に関して、その権限を「当分の間、知事に与える」という通達を知事・大学区総長・教員各あてに出した¹⁰⁴⁾。

1850年3月15日に議会は公教育組織法（ファルー法）

を成立させる¹⁰⁵⁾。ここでは、ファルー法原案の通りコミューン議会に教員任命権を与えている。すなわちコミューン教員は、県のアカデミー教育評議会または宗教団体の長の推薦にもとづいて各コミューン議会によって任命され(sont nommés)、それを公教育大臣が認定(institution)するという制度である¹⁰⁶⁾。(第31条)

B ファルー法の実施過程

ファルー法の成立後の実施過程においても、コミューン教員の任命権の帰属問題は複雑である。

まず、1852年3月9日デクレでは、ファルー法の様式にもとづき、「コミューン議会の意見を聴いて(les conseils municipaux entendus)」, 公教育大臣の代理として大学区総長が、コミューン教員を任命する(nommer)ことにした¹⁰⁷⁾。

ファルー法は直接コミューン議会に教員の任命権を与え公教育大臣に認定権のみを与えていたのに対して、法(lois)より下位に属するデクレ(décret)は、公教育大臣の代理として大学区総長が、コミューン教員を任命する(nommer)というふうに法の内容を変更しているのだから、当然ファルー法とこのデクレの関係が問題となる。

ファルー法はコミューン議会に教員の任命権を与えておりその様式でコミューン教員の任命を行う。しかし一方で、大学区総長が公教育大臣の代理としてコミューン議員を任命するとするこの矛盾した法現象をどのように解釈するか。

そこで、フォルトウ(H. Fortoul)公教育大臣は、1852年4月3日大学区総長宛てに通達を出す¹⁰⁸⁾。

「コミューン議会は、大学区総長から学校の指導(方針)を非宗派教員に委ねるか、宗派教員に委ねたいのかを決めるように求められる。大学区総長は、コミューン議会の意見に従って候補者名簿または宗教団体の長の推薦にもとづいて教員を任命する。

1850年3月15日法第31条にある認定が、デクレ実施の前に任命された教員にとってさらに必要か、この点に関して正式の手続きがさらに行われるべきかどうか求められた。この問題には否定的にしか答えられない。大臣に認められた認定権は、知見のないコミューン議会から悪しき選任を取り消すという国家に与えられる保障である。この保障は、教員の任命権に関して今日全く眠っている。過去と同じく、教員に臨時的権限を与え6か月間決定的な任命を保留する。

コミューン教員は、決定的な任命を受けた後にはじめて国家によって認められた追加給与を受ける権利がある。」¹⁰⁹⁾

ここでは、コミューン議会は、教員の直接的任命権を復古にされて、非宗派教員か宗派教員の選択権をもつことに限定されている。しかし、デクレ実施の前に任命された教員の国家による再度の認定については否定している。

さらに、1853年3月2日通達(1871年10月28日通達の中にあるだけで原文なし)では、このコミューン議会の意見表明権は、辞職・解雇・死亡の場合だけに限られ、それ以外、「大学区総長はコミューン議会の意見を聴くことなく」人事異動を行なうことにした¹¹⁰⁾。

この段階では、ファルー法によるコミューン議会の教員任命権を大学区総長が肩代わりすることにしてきた。

ところが1854年6月14日には、「公教育に関する法」が成立する¹¹¹⁾。

ここでは、「知事は、公教育大臣の権威のもとに、大学区視学官の報告にもとづいて公立私立の初等教育に関する1850年3月15日法、1852年3月9日組織デクレによって大学区総長に与えられた権限を行う」とされた¹¹²⁾。つまり、本来コミューン議会の権限である教員任命権の肩代わりの主体を、大学区総長ではなく県知事に変更したのである。

この点に関して、時の公教育大臣フォルトウは、知事への指示(1854年10月31日)において、コミューン議会の意向が尊重され、その選択にいかなる拘束も加えないという見解を出した¹¹³⁾。

「コミューン教員の任命に関する大学区総長の権限をそっくりあなたに与えた。大学区視学官の提案にもとづいて決定する当局の変更以外は、この公務員の選任に関していかなる変更もない。従って、教員の任命は、1852年3月9日デクレ第4条と1850年法第31条で規定される。過去と同様に、候補者は、県教育評議会の作成する候補者名簿に記載してもらおう。この手続きは、あなたが良心的任命を行うのを社会に保障するものである。

1852年3月9日デクレ第4条の『コミューン議会の意見を聴いて』の解釈の問い合わせがある。これは1852年4月3日大学区総長宛て通達に従うが、ただし知事が行う。

コミューン議会の選択を決定する際に、いかなる拘束も行われてはならない。この議会は、利益の正当な代表者およびコミューンの声の正当な表示者である。政府は、教育のあれこれの形態を前もって明示するべきでない。政府は、援助と奨励をすべてに行うが、あまりにも住民の習慣を尊重して(住民とコミューン議会の対立?…筆者注)、コミューン議会の審議を押し付けようとするのを許してはならない。今日まで大変よい結果を生んでいる

競争は、全くの自由を要求する。」¹⁴⁾ (要約)

大学区総長に与えた権限を県知事に変更する以外はいかなる制度の変更もないこと、コミューン議会の教員の種類の選択権が絶対的に保障されるという見解が示されている。

これ以後、教員の任命権は県知事が持つという解釈になるが、1852年3月9日デクレ第4条と1850年法第31条ファルー法の有効性を前提としているので、コミューン議会の任命権は保持されていることになり非常に矛盾した解釈であるといえる。

この解釈は義務教育制度成立まで続き、結局初等教育組織法(1886年)の規定で、県知事が正教員を任命すると成文化される。(1989年3月提出)

《註》

- 1) ただし、初等教育組織法にも初等教育費負担法にも公立教員は国家公務員であるという明文規定は見られない。したがって、初等教育が従来のコミューンの役務から国家役務に原理的に転換し、国家から直接給与をもらう存在になったという事実をもって国家公務員ということなのであろう。

これについては例えば、梅根悟監修『世界教育史体系10：フランス教育史』II 講談社 1975, p. 142. および同『教育財政』1975, pp. 120-167, など参照のこと。

なお本稿で、日本の市町村自治体に相当する 'commune' を「コミューン」とするのは、東京都議会議事録『フランスの地方自治』1980年にならったものである。

- 2) Peter M., 'Primary Schoolteachers in Nineteenth-Century France: A Study of Professionalization through Conflict.' *History of Education Quarterly* vol. 25 1985. p. 32.
- 3) *Ibid.*, pp. 12-13.
- 4) Capéran. L., *Histoire de la Laïcité Républicaine — la Laïcité en Marche*. pp. 257-258.

ここで、Ph. アリエスのフランスの初等教育史の理解をまとめておこう。

アリエスによれば、「わが国の初等教育は聖職者階級と、自由主義者ブルジョアジーのせり合いの中から生れた」が、両者とも初等教育が「社会的地位の変化に益することがあってはならない」ということでは共通していた。(ブルジョアの子弟は、1930年代までコミューンの学校へは通うことはなかった。)

しかし1850年から1880年の間に両親の側では、学

校に関して心理的変化が起こった。つまり、学校は「子どもを社会的に上昇させ、よりよい生活と尊敬を得させる手段」と考えるようになったのである。フェリーの義務教育制度の改革は、親のこの心理的変化に対応したものとされる。

このような動向の中で、コミューン学校の教員はどうとらえられているか。コミューン教員は、司祭や共同体に従属した存在であり、また非常にみじめな生活と教育活動を行っていた。しかし、フェリーの教育改革はこれを決定的に変えるものであった。

「第三共和制とジュール・フェリーの世俗化法案が、彼を(家族や共同体からではなく)直接国家から支払いを受ける公官吏とし、それによって司祭の小うるさい後見から解放してくれたとき、彼ら教師たちがどれほどの喜びをもってそれをむかえたかは理解されようというものである。」「第三共和制は、……教師の社会的地位の上昇を保証し、教師を名士とし、彼をその国民への働きかけのための道具となし、かつては教会や大地主、名望家たちによって果たされていた役目を彼に与えたのである。」(フリップ・アリエス著/中内敏夫・森田伸子編訳『〈教育〉の誕生』新評論 1983年, pp. 204-205, pp. 233-234.)

ここでは、小学校の性格とコミューン教員の社会的な位置の変化が適確にとらえられている。注目すべきは、親の学校に対する態度が1850年から1880年の間に変化したという指摘である。アリエスは、その変化について、職業教育と高等教育の整備や道路・鉄道の発達(もつとえば社会の産業の動向)と関連させている。(同 p. 234.)しかし、その親の学校に対する態度も、労働者階級、手工職人、農民など職業によって異なっていたと思われる。特に、労働運動の展開の中で労働者階級の教育要求が、以上のような親の学校に対する制度をどう評価し、どう対応していったのかが重要であろう。

アリエスは社会史的視点からフランス初等教育の歴史をとらえているが、いわゆる「心性(マンタリテ)」を特徴づけることを目的としており、それを強化したりからめとっていく機能を果たす社会制度や教育制度(この場合教育行政もふくんだもの)への着目が弱いと思われる。筆者は、「心性(マンタリテ)」を転載していく存在としての制度に注目すると同時に国民を制度の利用主体であるとともに制度変革の主体として位置づけたい。

なお、以上のような論点を扱ったものとして、桜井哲夫『近代の意味』NHK ブックス 1984年参照。

5) 筆者としては、子どもの人権を基本に据えて、親の教育権から公教育制度における国家の位置や教師の教育権が再構成されなければならないと考えている。この問題に関する本格的検討は、別稿を期したい。

6) 本稿の補論参照のこと。

7) ①初等教育無償法（1881年6月16日法）については、拙稿「フランス初等教育無償法（1881年6月16日法）の成立過程研究」東京大学教育学部教育行政学研究室紀要 第7号 1988年、同「フランス義務無償法に関する一考察」日本教育法学会年報第17号 1988年、参照のこと。他に、荻路貫司「フランス第三共和制前期初等教育財政の成立とその特徴—1881年公立初等教育無償法を中心として—」福島大学教育学部論集 第35号 社会科学部門 1983年12月がある。

②初等教育義務世俗法（1882年3月28日法）については、高津芳則「フランス国民教育制度成立過程研究——義務制を中心に——」東京大学教育学部紀要 第27巻 1987年、同「フランス国民教育制度成立期における教育義務と中立制——学務委員会事件を中心に」東京大学教育学部教育行政学研究室紀要 第7号 1988年、参照のこと。

③初等教育組織法（1886年10月30日法）については、『フランス教育史』II 梅根悟監修『世界教育史体系10』講談社 1975、pp. 138-144。

④初等教育費負担法（1887年7月19日法）については、拙稿「フランス『初等教育費負担法』（1889年7月19日法）に関する考察、——『国家の初等教育役務』に焦点をあてて」フランス教育学会紀要創刊号 1989年、参照のこと。

8) 日本では、西欧型公教育の例としてフランス義務教育についてその理解をめぐる国民の教育権と国家の教育権の間で対立してきた。（いわゆる「家永教科書裁判」において）その詳しい解説は、成嶋隆「フランスにおける公教育法制の研究(一)(二)(三)」『法政理論』第11巻2号（1978年）、第12巻1号（1979年）、第12巻2号（1979年）参照。

なお、近代公教育から現代公教育への構造転換の意味をフランスを例にして問題提起的に明らかにしたものとして、堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店 1971年。

筆者としては、教育制度（教育行財政を含む）の内的構造——国家・コミューン、親・生徒およびコミューン教員——の歴史に注目したいと思う。それ

も特に、教育における民衆統制の視角から検討したい。

ところで、フランスの公教育の歴史について次のような見解がある。

「19世紀中葉までのフランス教育法制の現実態からすれば、コンドルセの公教育構想（教員給与の国庫負担および国庫の負債による無償教育…筆者注）は、空想に近く、上記の憲法規定（1791年憲法、『すべての人に不可欠な部分について無償の公教育施設の創設・組織』を規定。…筆者注）は、多くは空手形に終わったというほかはない。その根本の原因は、自由主義段階の資本制市民社会には公教育を組織するだけの経済的基盤が十分用意されておらず、またそのような制度原理もなかったからだ。」（兼子仁「教育法制の課題と方法」岩波講座『現代教育学3』pp. 131-132.）

しかし、筆者の視角は、それを経済的基盤だけに還元するのではなく、公教育を民衆・住民あるいはコミューン（それは、自然村落共同体を基礎としていた。）において「わがものとする」（社会的共有）としていく実践があったことを重視するものである。この点からすれば、コミューンを主体として初等公教育が行われてきたギゾー法（1833年）下における各コミューンの教育営為が適切に位置づけられなければならない。国家は、それらの民衆のエネルギーとその成果をもとにしてしか、教育（行政）への介入を正当化できないのではないか。そうだとすれば、民衆・コミューンによる歴史的実践のなかでつくられたコミューンの学校が、国家の管理と統制のもとに置かれてしまう構造の解明とその克服が課題となる。

この点については、五十嵐頭『教育財政学講義』東京大学教育行政学研究室 1978年参照。また、日本においてはこのような視角からの注目すべき研究が出ている。黒崎勲『公教育費の研究』青木書店 1980年、花井信『近代日本地域教育の展開——学校と民衆の地域史』梓出版 1986年、三上和夫『学区制度と住民の権利』大月書店 1988年参照。またこのような問題意識は、地域の学校統廃合をめぐる住民と市町村行政（国家意思に多分に規定された）の対立の中で浮かびあがってきたことも事実である。

9) 本稿では、議会内の法案とその議論を通じてできあがった法制度の構造、およびその法制度の実施過程で出される通達・指示を主たる素材とする。それは、資料的制約によるところも大きいですが、成立した

義務教育制度の内的な構造——国家・コミュニオン、親・生徒およびコミュニオン教員——に焦点をあてた考察をおこなうことに主たる関心をもっているからである。教育制度における権限問題をめぐる国家・コミュニオン、親・生徒およびコミュニオン教員の関係構造を、教育における住民統制の観点から、検討したいという問題意識である。

従って、議会外での労働者階級の教育要求との関連、とくに労働者階級が市民社会に置かれた位置およびその階級性に注目した視点から義務教育制度を検討する作業は、非常に重要な論点であるが別の機会とせざるをえない。また、中等・高等教育へのその結合問題および産業体系、労働体系とのその関係構造の検討は、後の機会にしたい。

- 10) Sirey, Lois Annotées., 1890. pp. 739.
- 11) F. Buisson, Dictionnaire de Pédagogie et d'instruction primaire, 1887年版 p. 751 による。(この項、「無償制 (gratuité)」の部分)
なお、フェリーの義務教育関連諸法を個別に成立させる戦略が、保守派の抵抗戦略を封じると同時に、急進派の性急さも一定の均衡を保つものであったことを論じたものとして、次を参照のこと。F. Mayeur, 'La Stratégie de Jules Ferry dans le Vote des Lois Scolaires.', W. Frijhoff, éd., L'Offre d'École, Paris 1983, pp. 245-251.
- 12) ベール委員会案 (1979.12.6) については、Voir (以下 V. と略す), O. Gréard, La Législation de L'instruction Primaire en France. tome V. pp. 82-99.
パロデ案 (1877.3.19) に提出, 1877.12.1 に51名で再提出) については, V., O. Gréard, tome IV pp. 726-748. この法案の共同提出者はパロデを含めて51名を数える。
- 13) O. Gréard, tome IV pp. 729-739.
- 14) Ibid., p. 738.
- 15) Ibid., pp. 744-745.
- 16) O. Gréard, tome V p. 91.
- 17) Ibid., p. 88.
- 18) 初等教育組織法から試補教員制度が確立するとなれば、それ以前の助教員制度との関連が問題となる。日本で「試補制度」のようなものを導入する動きもある。フランス近代公教育制度における公立教員の位置にとって、試補教員制度とは何を意味するのかを歴史的に位置づける必要がある。
- 19) O. Gréard tome V p. 97.

- 20) 両法案 (1880.1.20提案理由付き) の原文については, V., O. Gréard, tome V pp. 105-119.
 - 21) 初等教育無償法 (1881.6.16) の原文については, V., O. Gréard, tome V pp. 261-265.
 - 22) 初等教育義務世俗法 (1882.3.17) の原文については, V., O. Gréard, tome V pp. 417-430.
 - 23) O. Gréard, tome V p. 109.
 - 24) Ibid., p. 421.
 - 25) 義務教育法成立の直後, 教育内容・方法を理由に子どもの学校就学を拒否する親の存在を学務委員会が認めることができるのかが問題となった (ラヴォール Lavour 学務委員会事件). その結果をふまえて初等教育組織法では学務委員会は, 教育内容・方法に介入できないと規定された。この点については, 高津芳則「フランス国民教育制度成立期における教育義務と中立制」前掲参照。
 - 26) ベール組織法案 (1882.2.7) の原文については, V., O. Gréard, tome V pp. 370-491.
 - 27) 政府修正案 (1882.2.16) の原文については, V., O. Gréard, tome V pp. 395-402.
 - 28) ラヌサン案 (1882.2.28) の原文については, V., O. Gréard, tome V pp. 403-411.
 - 29) パロデやクレマンソーの政治的立場は、「戦闘的民主主義」の担い手とされた, ガンベッタ (M. Gambetta) の率いる急進共和派 (radicaux) である。急進共和派は, すでにパリ・コミュニオン革命前に「ベルヴィル綱領」(1869年)において, 政教分離, 無償義務教育を掲げていた。1881年に入ると急進共和派は分裂し, 右派=ガンベッタ派と左派=クレマンソー派に分裂する。前者は, 「日和見主義綱領(オポルテュニズム)」(ベルヴィル綱領の急進的改革の即時実現を避け, 適宜かつ漸進的に実施する) を掲げて結集した。まず中小資本を主要基盤とするガンベッタ内閣は短時間で倒れ, 上層資本を基盤とするオポルテュニズム右派=共和左派の主導する内閣が続く。その実質的中心者がフェリーであり, そのもとで義務教育制度の改革が実施されるのである。後者は, 「急進社会主義 (radical-socialiste) 綱領」を発表して新独立党派を結成し, 議会内極左派として議会外の労働者運動とともにフェリー路線の対抗勢力となる。
- 一方, 労働運動を概観しておけば, 1883年フェリーが反教権主義, すなわち教育改革による教会勢力への攻撃を図っている時に, 「危険は左翼にある」と明言したようにその動きが活発化してくる。1879年

- にゲード (J. Guesde) 主導の「フランス社会主義労働者大会」がマルクス主義の影響を受けた綱領を採択し、「フランス労働者党 (Parti ouvrier de France P.O.F)」を結成するが、ゲード派は政治革命優先のため組合活動の革命政党への従属、その指導性の強調のために少数派にとどまった。フランス労働者運動の主流は、組合労働者運動の自律性を貫こうとする革命的サンディカリズムとなる。しかし、79年大会後は小グループに分裂し、アナキスト、ブランキ派 (ヴァイヤン Vaillant) 「中央革命委員会」、およびブルース (Brousse) 派 (=「可能派」(Possibiliste))、「社会主義労働者大会」、多数派) およびゲード派にわかれた。当時の社会主義勢力は、手工業者的要素を中心基盤とするきわめて少数派であった。(以上、中木康夫『フランス政治史 上』未来社 1975年 pp. 232-263 による。)
- 30) O. Gréard, tome V p. 381.
- 31) これについては、拙稿「フランス初等教育無償法 (1881年6月16日法) の成立過程研究」前掲および同「19世紀フランス初等教育財政と学校金庫 (Caisse des Écoles)」東京大学教育学部紀要 第28巻 1988年参照のこと。
- 32) なお拙稿「フランス『初等教育費負担法』(1889年7月19日法) に関する考察」前掲参照のこと。
- 33) O. Gréard, tome V p. 382.
- 34) O. Gréard, tome IV p. 740.
- 35) O. Gréard, tome V p. 94.
- 36) O. Gréard, tome V p. 371.
- 37) O. Gréard, tome V p. 403.
- 38) Ibid., p. 404.
- 39) Ibid.
- 40) Ibid., p. 403.
- 41) Ibid., p. 405.
- 42) ギゾーはギゾー法の趣旨説明において、コミュニナ原則 (コミューン原則) を提起する。「家族と同時に国家にも似たコミューンに、初等教育、その監督、従ってまた費用を引き受けてもらう。」「初等教育の監督に地方の権力を介入させることが最も賢明である。しかし、その権力だけに介入させるのではない。初等教育を地方の精神と貧困に委ねることの意味をよく知らねばならない。もし、学校の教員を有益なものとしたいならば、尊敬されるようにしなければならない。そのためには、教員は、コミューン権力に監督されるがそれだけに属するのではなく、より全体的な権威 (autorité) に関係する国家公務員 (fonctionnaire de l'État) の性格をもたなければならない。」(O. Gréard, tome II pp. 2-3.)
- 見られるようにギゾーは、「初等教育、その監督、費用」をコミューンのものとする事とし、公立教員については、コミューンと国家の公務員という二重の性格をもつものとして位置づけている。
- 43) ギゾー法第1条、およびファルー法第23条。V., O. Gréard, tome IV p. 11, および tome III p. 329.
- 44) ギゾー法第2条および第9条。V., O. Gréard, tome II p. 12, p. 13.
- 45) O. Gréard, tome III p. 331.
- 46) ギゾー法第22条。V., O. Gréard, tome II pp. 18-19. ただし引用は、1849年10月6日ブニョー委員会報告におけるまとめによる。V., O. Gréard, tome III p. 217.
- 47) ファルー法第31条。pp. 343-344. V., O. Gréard, tome III p. 331.
- 48) Sirey, 1887. p. 167.
- 49) 本稿の補論参照のこと。
- 50) ただし、法制度上では、ファルー法は義務教育制度まで存続した。フランスのさまざまな公教育法案は、コミューン教員の任命権をこれらのどこに帰属するのかをめぐるのが多い。
- 51) ファルー法のコミューン議会によるコミューン任命権が事実上県知事に奪われたが、非宗派教員か宗派教員かの選択権をコミューン議会がもつことができたのは、コミューン学校をコミューンの権限で維持し、その費用、教員給与をコミューンが負担している事実を負うところが多いと思われる。
- 52) O. Gréard, tome V p. 402.
- 53) Ibid., p. 405.
- 54) Ibid., p. 404.
- 55) Ibid., p. 405.
- 56) Ibid.
- 57) Ibid., p. 408.
- 58) Ibid., p. 405.
- 59) パリ・コミューンについて筆者が注目するのは、次の点である。すなわち「パリ・コミューンを基底から支え、またその内部運営を不断に動かしたものは、広範な民衆の自発的参加による諸活動の自己管理と直接民衆統制への志向であり、『自己統治』ないし『自律的かつ直接的な人民主権』行使の志向であった。」(中木前掲書 p. 224.) 同じことであるが、「(パリ) コミューンがめざしたのは、直接民主制原理にもとづく市民の自己統治体としての自治共同体の創出であ

った。」(同 p. 220.)

従って、このことの反面として意識された課題は、極度に集権化された第2帝政の官僚的専制国家機構＝「網の目のようにフランス社会の身体に覆いかぶさり、すべての毛穴を塞いでいる恐るべき寄生体」の破壊である。(同 p. 220.)

第3共和制は、このパリ・コミューンの鎮圧の上でできた国家統治機構であることに、留意しておきたい。このことに注目すると、第3共和制が義務教育制度を国家役務にしたことの意味は、教育における民衆統制の拒否の結果であり、教育の機会均等のためという論理では決して正当化されないであろう。

また、パリ・コミューンが意識した先の課題は、今日ますます拡大し強大化している官僚制度や教育制度が同様に抱える問題である。「広範な民衆の自発的参加による諸活動の自己管理と直接民衆統制」の方向で教育制度の管理・運営制度をつくりあげることが、まさに現代的な課題であろう。

パリ・コミューンと教育に関する日本の研究としては、牧征名『教育権』新日本新書 1971年参照。

60) 従来の戦後日本の教育行政学研究では、戦後教育改革によって日本に導入された教育委員会制度の特質を究明するためにアメリカ型の教育委員会制度が注目されてきた。

アメリカ型教育委員会の原型は、ニューイングランド地方の町民会 (town meeting) である、教育事業の規模が拡大し、教育の技術的性格が明確になるにつれて、教育に関する事務を直接監督するために、学務委員会 (school committee) が設けられた。学務委員会は、その後、一般行政機構から独立し、教育の組織と行政のための単位である学区 (school district) をつくった。独立革命 (1776年) 後、合衆国連邦憲法 (1789年) の修正第10条「本憲法によって合衆国に委任されず、また各州に対して禁止されなかった権限は、各州それぞれにあるいは人民に保留される」によって、教育は各州の責任になった。1820-30年代に州教育委員会が設けられる。1837年近代的な意味における州教育委員会がマサチューセッツ州に誕生、初代の教育長官 (secretary) にホレス・マン (Horace Mann) が就任するが、これ以降他の州がこの制度を採用するようになった。(しかし、地方的・地域的な学務委員会と州段階での教育委員会の関連は明確でない。…筆者注) 1840年代の初期までは教育委員会は学校に関するすべての事務を処理していたが、一定の行政的監督的職務を教育長職

(superintendent of school: 教育委員会の委員長 president 又は幹事 secretary) に委ねるようになる。こうして、アメリカ公教育行政の機構は、やっと19世紀末に確立され、教育行政職が専門職として確立するのは20世紀に入ってからである。(以上、中谷彪『アメリカ教育行政学序説』泰流社 1988年 pp. 28-30. による。)

一般にアメリカの教育委員会の特色は、「第4の行政委員会」ともいわれ、政治からも一般行政からも相対的に独立しているところにある。(従って、市町村の教育予算の権限をもつ。) その上で、公選された教育委員が専門職たる教育長を雇い、両者の協力関係のもとに教育行政を行う。ここには、教育行政の専門職と住民統制との理想的な制度形態があるとされてきた。戦後日本の1948年教育委員会法は、それをモデルにしたものであった。

筆者が注目するのは、現代社会において教育においても官僚制が進行しすべて行政的な方式で解決されてしまうありかたに対して、住民・民衆の自主管理 (auto-gestion) 的な教育運営のあり方を求めるとき、このような公選制教育委員会が教育における民衆統制の形態として検討されてよいということである。ただし、教育行政と学校・教師の関係を教育における民衆統制の視点から考察する課題もある。

61) イギリスの LEA は、地方議会本体のことであり、議会内部には教育委員会 (education committee: その委員の構成も法律で決まっている) が設置されている。これは、1902年教育法で定められた。1870年教育法では、学校のない地域に教育委員会 (school board) が設置され公立小学校設置の責任を負ったが、これは1902年教育法で廃止され、地方教育行政は各自治体の議会 (LEA) が行うことになった。

その経緯と評価については、大田直子「1902年教育法、1904教育法の一考察」東京大学教育学部紀要第23巻 1983年、同「1902年教育法成立をめぐる一考察」教育学研究 第51巻4号 1984年、同「現代イギリス教育行政制度をめぐる諸問題」東京大学教育学部紀要 第28巻 1988年参照のこと。

62) 実際にフランスにおける地方教育行政がどのように行われてきたのかは、日本ではほとんど研究がない。従来、フランスは専門職集団による中央集権的教育行政の典型とされて評価されてきたが、地方教育行政との関連で緊張関係が当然にあったと思われる。教育における民衆統制の観点からすれば、フランスの教育行政の歴史像は再構成されるべきだと思

- われる。
- 63) Sirey. 1887, pp. 166-167.
- 64) O. Gréard, tome V pp. 681-682.
- 65) Sirey. 1887, p. 185.
- 66) Ibid.
- 67) Ibid.
- 68) Ibid.
- 69) Ibid.
- 70) Sirey. 1887, p. 186.
- 71) Sirey. 1887, pp. 185-186.
- 72) Sirey. 1887, p. 186.
- 73) Sirey. 1887, p. 185.
- 74) Sirey. 1887, p. 186.
- 75) Sirey. 1887, p. 188.
- 76) Ibid.
- 77) Ibid.
- 78) Ibid.
- 79) Ibid.
- 80) Ibid.
- 81) Ibid.
- 82) 結局、県知事から大学区総長に移されたのは、1944年11月20日オルドナンス (ordonnance) であった。
- 83) Sirey. 1877, p. 167.
- 84) Sirey. 1887, p. 168.
- 85) これについては、拙稿「フランス『初等教育費負担法』(1889年7月19日法)に関する考察」前掲参照のこと。
- 86) Sirey. 1887, p. 168.
- 87) Sirey. 1887, p. 167.
- 88) Sirey. 1887, p. 167.
- 89) Ibid.
- 90) Ibid.
- 91) フランスにおける地方分権化については、大山礼子「フランス地方制度改革の現状と新権限配分法」『自治研究』第60巻第3号1984年、磯部力「フランスの新権限配分法——国と地方の事務再配分の試み」同上、小橋佐知子「フランスの〈新権限配分法〉下における教育行政の分権化志向」『日本教育行政学会年報』第12号1988年など参照。
- この地方分権化はフランス社会党政権のもとで行われたがその基本的指針については、フランス社会党 (Parti Socialiste) 編/大津真作訳『社会主義プロジェクト (Projet Socialiste)』合同出版 1982年。
- また、現代フランスにおける地方自治の視点から地方分権化を扱ったものとして、川崎信文「現代フランスの地方自治」、中木康夫編『現代フランスの国家と政治…西欧デモクラシーのパラドックス』第3章 有斐閣 1987年。
- 92) ファルレー法案 (1849. 6 .18) の原文については、V., O. Gréard, tome III pp. 162-181.
- 93) ブニョー案 (1849.10. 6) の原文については、V., O. Gréard, tome III pp. 192-240.
- 94) O. Gréard, tome III pp. 235-236.
- 95) Gréard, tome III pp. 217-218.
- 96) これらの経過は、V., O. Gréard, tome III p. 322. による。
- 97) パリユール政府暫定案 (1849.12.13) の原文については、V., O. Gréard, tome III pp. 264-268.
- 98) O. Gréard, tome III p. 267.
- 99) 1849年12月17日委員会案については、V., O. Gréard, tome III pp. 284-289.
- 100) コンセイユ・デタ案 (1849.12.17) の原文については、V., O. Gréard, tome III pp. 270-283.
- 101) O. Gréard, tome III p. 278.
- 102) ブニョー第2次委員会案 (1849.12.31) の原文については、V., O. Gréard, tome III pp. 289-307.
- 103) 1850年1月11日法の原文については、V., O. Gréard, tome III pp. 308-309.
- 104) パリユール公教育大臣通達 (1850. 1 .16) については、V., O. Gréard, tome III pp. 311-315.
- 105) ファルレー法 (1850. 3 .15) の原文については、V., O. Gréard, tome III pp. 322-340. ただし、ファルレー法は初等教育だけでなく中等教育も規定している。
- 106) O. Gréard, tome III p. 331.
- 107) 公教育組織デクレ (1852. 3 .9) については、V., O. Gréard, tome III pp. 492-494.
- 108) フォルトゥ公教育大臣通達 (1852. 4 .3) については、V., O. Gréard, tome III pp. 500-501.
- 109) O. Gréard, tome III p. 500.
- 110) シモン (Jules Simon) 公教育大臣通達 (1871.10.28) の記述にあるだけで、O. Gréard には原文がない。V., O. Gréard, tome IV pp. 301-303.
- 111) 公教育組織法 (1854. 6 .14) の原文については、V., O. Gréard, tome III pp. 587-590.
- 112) O. Gréard, tome III p. 583.
- 113) フォルトゥ公教育大臣指示 (1854.10.31) については、V., O. Gréard, tome III pp. 604-612.
- 114) Ibid.